

地域限定型「規制のサンドボックス制度」について



令和 2 年 7 月 9 日
内閣府
地方創生推進事務局

地域限定型 規制のサンドボックス制度

- 自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関連する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わりに、事前規制は最小化する。

内閣総理大臣（諮問会議）

↓ 認定（各法の許可等があったものとみなす等）

区 域 会 議

- 国・自治体・事業者が一体となって **区域計画（サンドボックス実施計画）** を作成
- 区域計画が認定された場合、次の特例措置を受ける

・自動運転（道路運送車両法・道路交通法の特例）
保安基準の一部を適用しないものとする・道路使用許可があったものとみなす

・無人航空機（ドローン）に係る特例（航空法の特例）
飛行空域の許可・飛行方法の承認があったものとみなす

・電波利用に係る特例（電波法の特例）
実験等無線局として無線局の免許を速やかに与える

区域計画に基づき
実証事業実施

実施
事業者

意見 ↑

技術実証評価委員会

第三者委員会として実証事業の評価・監視

区域計画への同意 ↑

関係省庁等

報告・立入検査・停止命令等

従来どおり、
既存法令に基づき安全確保